

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月18日

経理責任者

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>大阪府済生会泉尾病院  
院長 道 浦 拓

## 1. 競争に付する事項

- (1) 件名  
超音波画像診断装置一式の購入等
- (2) 仕様等  
入札案内書及び仕様書による
- (3) 納入期限  
令和8年12月31日まで
- (4) 納入場所  
大阪府大阪市大正区北村3丁目4番5号  
社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>大阪府済生会泉尾病院
- (5) 支払条件  
納入完了後一括支払い（月末締切り、3ヶ月後末支払い、振込手数料は受注者負担）
- (6) 入札方法
  - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等の物品の購入に要する一切の諸経費を含め、契約金額（総額）を見積もるものとする。
  - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会契約手続要領（以下「契約要領」という。）第4条1項、第3項及び第5条の規定に該当しないものであること。
- (2) 開札日の時点で、大阪府の物品調達における入札参加資格者名簿に登録されている者であること。但し、登録資格の停止を受けている期間は、参加させないことがある。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (4) 反社会的勢力やその関連団体に属していない者であること。
- (5) 調達物品が医薬品医療機器等法で定める医療機器に該当する入札に参加する者は、都道府県から「高度管理医療機器等販売業」及び「医療機器修理業」の許可を受けていること。
- (6) 過去10年間において、入札件名と同様の機器を300床以上の病院へ納入した実績を有するものであること。

### 3. 契約条項を示す場所

〒551-0032 大阪府大阪市大正区北村3丁目4番5号

社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>大阪府済生会泉尾病院

資材課（契約担当者：宮崎）

電話：06-6552-6271（直通） FAX：06-6551-8392

### 4. 競争入札執行等の日時及び場所

#### (1) 入札仕様書等の競争入札参加資料の交付場所、期間及び問い合わせ先

上記3に同じ。令和8年6月29日（月）までの土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分までにおいて交付する。なお、前以て上記3に記載の担当と訪問時間を調整のうえ名刺を持参すること。

※ 郵送・FAX・Eメール等による交付は行わない。

#### (2) 競争入札参加申込書類の提出場所及び提出期限

上記3に同じ。令和8年7月3日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで必着にて上記3に持参すること。（作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された書類は返却されない。）

※ 郵送による提出は受理しない。また、FAX・Eメールによる入札は不可。

#### (3) 開札日時及び場所

令和8年7月7日（火）10時00分 新館8階 研修室1

### 5. その他必要な事項

#### (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

#### (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、2の証明となる競争参加資格確認書類を上記4（2）の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

#### (5) 契約書作成の要否 「要」

#### (6) 契約の相手方の決定方法

契約要領第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から7日以内に契約締結に至らなかった場合は、契約担当者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

#### (7) 詳細は入札案内書による。